

小牧市公募対象公園施設設置許可に伴う  
使用料の減免についての考え方

第1条（趣旨）

本資料は、小牧市都市公園条例第8条の2第4項に基づき、公募対象公園施設設置許可に伴う使用料の減免についての考え方を示します。

第2条（対象施設）

減免の対象となる施設は、次のとおりとする。

- （1）駐車場
- （2）トイレ

第3条（使用料の減免）

以下に該当するときは、施設の使用料を免除することができると考えます。

- （1）公園利用者の利便性向上に寄与すること
- （2）公園利用者が無料（※1）で自由に（※2）利用できること
- （3）市主催のイベントが開催される場合は優先的に利用できること
- （4）災害時には一時的な避難場所としての利用ができること

※1 当該施設の利用開始後少なくとも2時間無料とする場合は、無料であると考えます。

※2 少なくとも9：00～18：00の間利用可能とする場合は、自由に利用できると考えます。

第4条（減免の申請及び承認）

使用料の減免を受けようとするものは、あらかじめ小牧市公募対象公園施設設置許可使用料減免申請書（別紙9-1）を市長に提出してください。なお、減免申請する箇所が確認できる図面等を併せて提出してください。

市長は、使用料の減免を承認したときは、小牧市公募対象公園施設設置許可使用料減免通知書（別紙9-2）により申請者に通知するものとします。

第5条（減免の取り消し）

市長は、使用料の減免を受けた者に不正の行為があった場合又は第2条に該当しなくなった場合は、これを取り消し、減免した使用料を追徴することができるものとします。